



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成27年度 市立小・中学校における 児童生徒の問題行動等の状況調査結果

この調査結果は、「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）、及び「平成27年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」（神奈川県）による本市の状況をまとめたもので、データはいずれも速報値に基づくものです。

1. 概要・・・・・・・・・・	1
2. 暴力行為の状況・・・・	3
3. いじめの状況・・・・・・	6
4. 長期欠席の状況・・・・	11
5. 参考資料・・・・・・・・・・	16

平成28年10月27日

川崎市教育委員会事務局

担当：川崎市教育委員会事務局 学校教育部 指導課
高井（200-3318）・吉村（200-3247）

1. 概要

(1) 川崎市における暴力行為の概要

小学校における暴力行為は、平成 26 年度の 103 件から、平成 27 年度は 106 件となり増加しています。1000 人あたりの出現率も 1.4 件から 1.5 件に増加しています。特に、生徒間暴力と器物損壊については、昨年度と傾向は変わらず、周囲の子どもとのコミュニケーション能力の欠如によるトラブルや、感情のコントロールに課題がある児童が些細なことでもつい手を出してしまうような事案が、数多く含まれています。平成 24 年度から、専任化した児童支援コーディネーターを小学校（平成 27 年度は 65 校、平成 28 年度は 79 校）に配置し、低学年の児童が起こす事案や繰り返し暴力行為を行う児童の事案への対応も進めています。件数が増加している背景には、子どもたちのふざけあいから発展した暴力事案に対して、担任や児童支援コーディネーターが、これまでよりも学級での子ども達の行動をきめ細やかに観察し、早期に対応できるよう体制の整備を進めています。また、問題行動の未然防止策としては、かわさき共生・共育プログラムや効果測定を効果的に活用して、学級内の子どもたちの状況を把握し、より良い関係づくりの構築につなげています。

中学校における暴力行為は、平成 23 年度の 401 件から 5 年連続で減少し、202 件となっています。1000 人あたりの出現率も 6.9 件となり、調査開始以来、最も少ない数字となりました。中学校においては、生徒指導担当者を中心として職員間の情報共有がなされ、問題行動に対して、チームで支援をする体制がつくられ、暴力行為を行う生徒に対しては、学校が家庭と連携を図りながら粘り強く指導を行うとともに、区・教育担当を通じて、関係機関との連携が図られ、生徒・保護者の双方を支援する体制が構築されています。

さらに、平成 27 年 11 月から、学校警察連携制度の運用が開始され、学校と警察が児童生徒の健全育成のために情報を相互に共有し、協力して指導にあたる体制も構築されています。

(2) 川崎市におけるいじめの概要

平成 27 年度、小学校におけるいじめの認知件数は 661 件で、前年度の 619 件から約 6.8% 増加しました。中学校における認知件数は 147 件で、前年度の 185 件から約 20.5% 減少しています。また、認知したいじめの年度内の改善率^{*}は小中あわせて約 98.1% でした。

いじめの認知件数は、社会的な関心が高まった次の年度に増加する傾向があります。近年では、平成 25 年のいじめ防止対策推進法の制定後に、いじめを広くとらえる新たな定義が示されたことが、関係しているものと考えられます。いじめの認知件数が増加している背景には、児童生徒の活動の場に必ず教職員の姿（目）があり、いじめの定義に定められているように被害にあった児童生徒が心身の苦痛を感じていると判断した場面を、きめ細かく認知していることによるものと思われます。各学校では、策定開始から 3 年目を迎えた「学校いじめ防止基本方針」を、年度末に必ず見直し、学校の実態に即したいじめ防止策を展開するように努めています。認知件数が増えている中、高い改善率^{*}を保持できているということは、それだけいじめ問題への対応が速やかにできているということにもつながります。学校現場においては、いじめの定義に合わせたいじめの認知を行い、引き続き、いじめの早期発見、早期対応に努めていくことが重要であるととらえています。

また、本市では、毎年 6 月から 7 月末までを、児童生徒指導点検強化月間として全市立学校

で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めています。各学校では、児童生徒指導に関する研修の場において、いじめ問題の事例研修を通して、いじめの未然防止や早期発見、早期対応の実践力が身につくように努めています。

児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように、引き続き、教職員のいじめに関する感度を高めていきたいと考えています。

※ 改善率 = [(解消した件数)+(一定の解消が図られ、継続支援中の件数)] ÷ 認知件数 × 100

(3) 川崎市における長期欠席の概要

平成 27 年度、小学校の長期欠席者数は 724 人で、病気 192 人、その他 239 人、不登校が 293 人となっています。不登校児童数は、前年度の 271 人から約 8.1%増加し、過去 5 年で一番多い数字となっています。中学校の長期欠席者数は 1,243 人で、病気 162 人、その他 101、不登校生徒数は 980 人となっています。不登校生徒数は、前年度の 1,003 人から約 2.3%減少し、1,000 人を下回りました。不登校生徒数は減少しましたが、欠席理由が複数あり、主たる理由を特定できない「その他」の対象となる人数が増加しており、平成 26 年度と比較すると、「その他」を含めた長期欠席生徒数は増加しています。

平成 27 年度から、全市立学校で月に平均して 3 日以上欠席がある児童生徒を、各区・教育担当に報告し、対応を確認する長欠状況把握を始めました。学校だけでは対応できない児童生徒の家庭には、区・教育担当を通じて SSW を活用する等、関係機関との連携がこれまでより積極的に図られるようになりました。福祉や医療との連携が進んだことにより、家庭の状況が把握できたり、診断につながるケースも増えており、不登校と計上するのではなく、状況を踏まえ「その他」に計上された人数の増加につながっていると思われます。

小学校の不登校児童数は増加していますが、長欠児童数は前年度よりも減少しています。これは、今まで保護者からの連絡のみで病欠としてとらえられていた児童に対して、担任や児童支援コーディネーターが、家庭訪問等を通して欠席した児童の保護者と積極的な関わりをもち、児童の欠席状況を正確に把握することができたことによると思われます。

しかしながら、小学校 6 年生が翌年中学校 1 年生になった際に不登校が激増する「中 1 ギャップ」の状況は、平成 26 年度が 299% (約 3 倍)、平成 27 年度も 205% (約 2 倍) と、依然として高い数字となっています。また、中学校 2 年生で、新たな不登校生徒となっている人数も多く、児童生徒の個に応じた適切な対応とともに、学校が魅力的な子どもたちの居場所となり、新たな不登校を生まないための対策も必要となっています。

不登校の原因は、学校における人間関係に課題を抱えるものをはじめ、学習や進路に関するもの、家庭環境によるものなど多様化しており、学校だけでは対応できない状況も生まれています。欠席が続いた早い段階から児童生徒一人一人に寄り添った対応を行い、必要に応じて適応指導教室やフリースクール等の関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校を支える取組を推進していく必要があります。

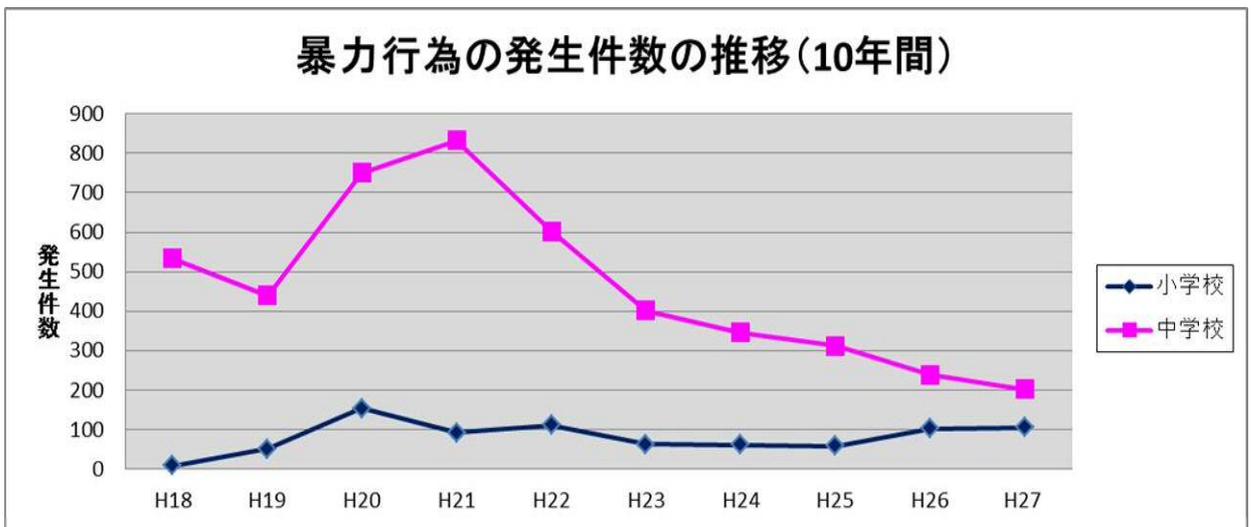
<調査対象> 川崎市立小学校：113 校、川崎市立中学校：52 校

2. 川崎市における暴力行為の状況

(1) 暴力行為全体の発生件数の推移（5年間）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	発生件数	63	61	59	103	106
	1000人あたり	0.9	0.9	0.8	1.4	1.5
中学校	発生件数	401	346	312	239	202
	1000人あたり	14.3	12.3	10.9	8.3	6.9
計	発生件数	464	407	371	342	308
	1000人あたり	4.7	4.1	3.7	3.4	3.1

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



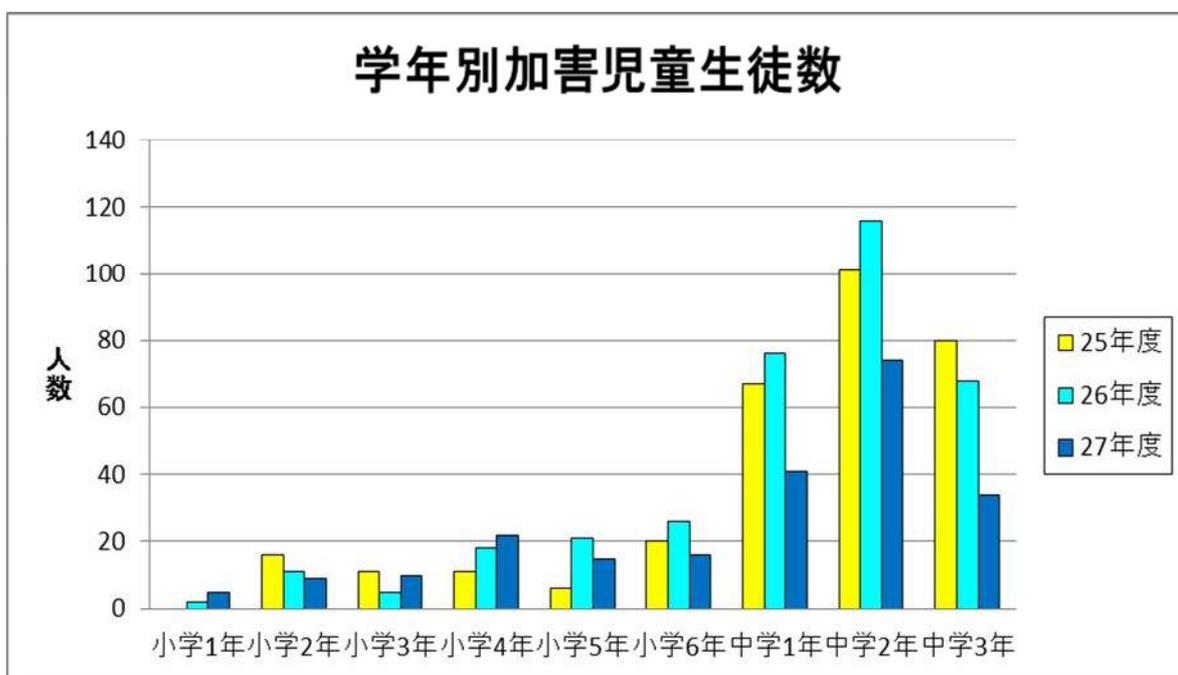
(2) 暴力行為の形態別発生件数（5年間）

		形態	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	対教師暴力		18	16	6	13	14
	生徒間暴力		35	38	45	65	62
	対人暴力		0	1	3	2	3
	器物損壊		10	6	5	23	27
中学校	対教師暴力		70	48	62	31	15
	生徒間暴力		225	200	181	156	152
	対人暴力		5	11	15	5	8
	器物損壊		101	87	54	47	27

暴力行為の定義と各形態の凡例は、5ページをご覧ください。

(3) 学年別加害児童生徒数の比較 (3年間)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成25年度	0	16	11	11	6	20	67	101	80
平成26年度	2	11	5	18	21	26	76	116	68
平成27年度	5	9	10	22	15	16	41	74	34



「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。

ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外とします。

なお、本調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無に関わらず、次の例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

● 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸ぐらをつかんだ
- ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

● 「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為）の例

- ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

● 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人に怪我を負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

● 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

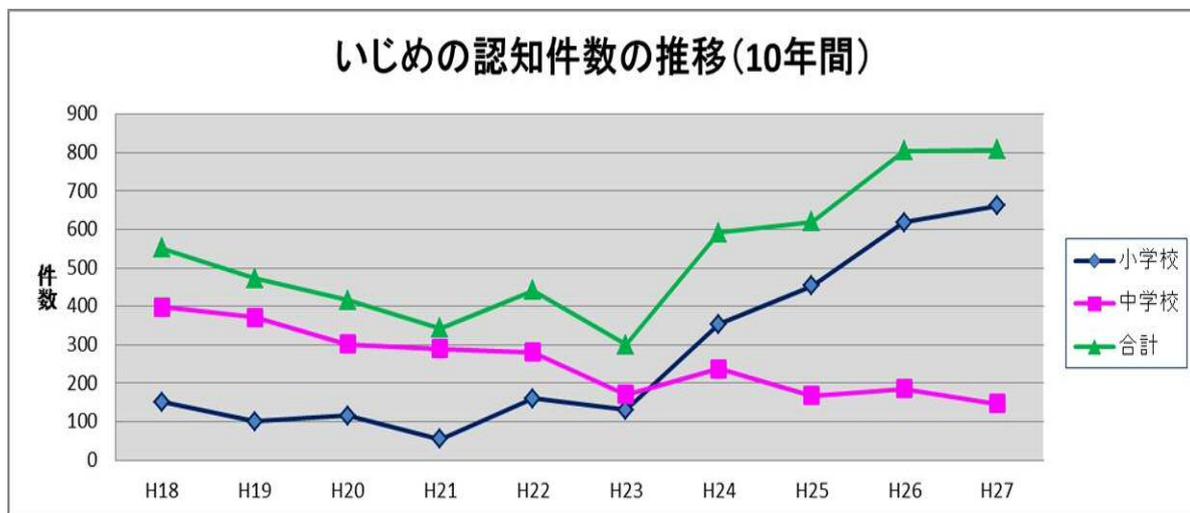
- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

3. 川崎市におけるいじめの状況

(1) いじめの認知件数の推移（5年間）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	認知件数	130	353	453	619	661
	1000人あたり	1.9	5.0	6.4	8.7	9.2
中学校	認知件数	170	238	167	185	147
	1000人あたり	6.1	8.4	5.8	6.4	5.0
計	認知件数	300	591	620	804	808
	1000人あたり	3.1	6.0	6.2	8.0	8.0

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



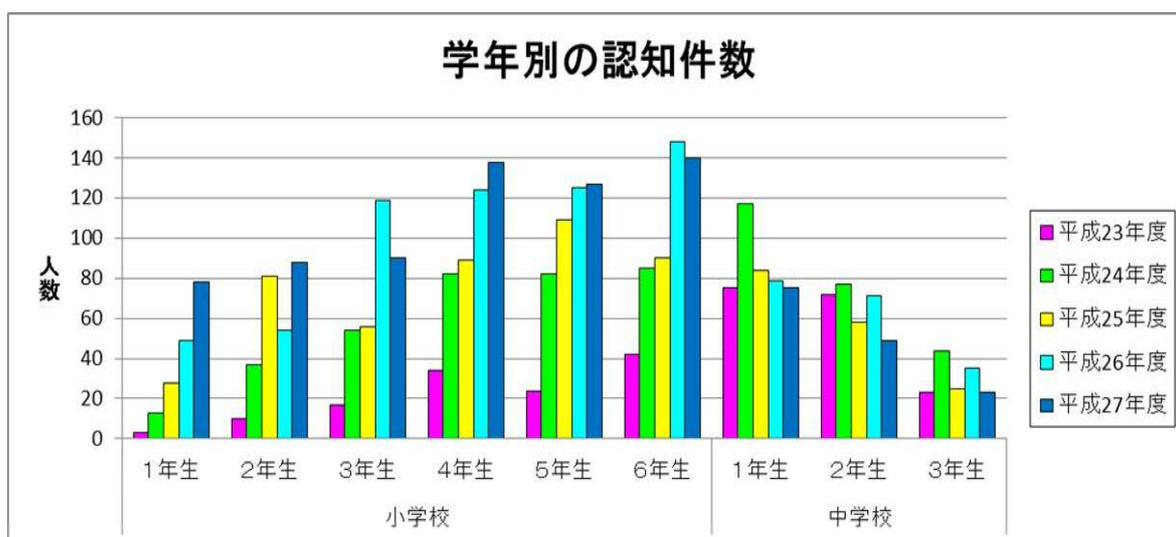
平成25年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、10ページをご覧ください。

(2) いじめの認知数・男女別内訳（5年間）

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
平成23年度	69	61	119	51
平成24年度	236	117	157	81
平成25年度	261	192	86	81
平成26年度	391	228	102	83
平成27年度	391	270	100	47

(3) 学年別の認知数（5年間）

年度	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
平成23年度	3	10	17	34	24	42	75	72	23
平成24年度	13	37	54	82	82	85	117	77	44
平成25年度	28	81	56	89	109	90	84	58	25
平成26年度	49	54	119	124	125	148	79	71	35
平成27年度	78	88	90	138	127	140	75	49	23



(4) いじめの態様別件数

項目(※)	26年度		27年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	333	109	405	89
仲間はずれ、集団による無視をされる。	99	19	113	14
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	111	33	126	24
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	18	12	15	6
金品をたかられる。	3	3	8	3
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	26	12	43	9
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	37	8	18	8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	9	25	11	24
その他	47	5	13	5

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

(5) いじめの発見のきっかけ

項目(※)		26年度		27年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		313	52	302	51
内 訳	学級担任が発見	162	25	181	32
	学級担任以外の教職員が発見	14	10	9	16
	養護教諭が発見	5	0	0	0
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	1	0	0
	アンケート調査など学校の取組により発見	132	16	112	3
学校の教職員以外からの情報により発見		306	133	359	96
内 訳	本人からの訴え	157	72	152	41
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	95	48	170	40
	児童生徒(本人を除く)からの情報	39	9	14	12
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	12	3	20	3
	地域の住民からの情報	1	0	2	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	1	1	1	0
	その他(匿名による投書など)	1	0	0	0
計		619	185	661	147

※文部科学省の調査項目の原文のままです。

(6) いじめられた児童・生徒の相談の状況

項目(※)	27年度	
	小学校	中学校
学級担任に相談した	461	92
学級担任以外の教職員に相談した (養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員を除く)	75	46
養護教諭に相談した	25	6
スクールカウンセラー等の相談員に相談した	14	5
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む)	8	7
保護者や家族等に相談した	239	58
友人に相談した	66	6
その他(地域の人など)に相談した	1	0
誰にも相談していない	34	7

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

(7) いじめの改善状況の推移※（5年間）

小学校	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 解消したもの	86	307	272	407	520
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	38	41	178	203	128
③ 改善した件数(①+②)	124	348	450	610	648
改善率 (③/認知件数×100)	95.4%	98.6%	99.1%	98.6%	98.0%

※①と②は文部科学省による調査項目で、合算から求めた「改善率」は、神奈川県定義によるものです。

中学校	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
① 解消したもの	134	222	144	154	128
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	30	13	22	26	17
③ 改善した件数(①+②)	164	235	166	180	145
改善率 (③/認知件数×100)	96.5%	98.7%	99.4%	97.3%	98.6%

小・中学校	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校で改善した件数	124	348	450	610	648
中学校で改善した件数	164	235	166	180	145
合計	288	583	616	790	793
改善率 (合計/認知件数×100)	96.0%	98.7%	99.4%	98.3%	98.1%

※「解消したもの」「一定の解消が図られたが、継続支援中」とは、当該年度内で判断されたものです。

(8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

※複数回答です

項目(※)	26年度		27年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
いじめ問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした。	113	52	113	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	101	49	98	41
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	88	40	81	43
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	66	46	70	41
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	79	34	49	26
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得よう努めた。	113	52	113	52
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	40	21	17	10
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	32	18	14	11
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。			53	27
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。			113	52
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。			113	52

◆ 「いじめ」の調査に関する文部科学省の定義等

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1) 「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせて変更している。「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行う。いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

(注3) 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(注5) けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

<参考>

平成17年度までの文部科学省の「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

平成18年度～23年度までの文部科学省の「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

平成25年度の「いじめ防止対策推進法」において、いじめの定義が定められている。

4. 川崎市における長期欠席の状況

(1) 理由別長期欠席者数（5年間）

年度	小学校					中学校						
	長欠	病気	不登校	その他	経済的理由	出現率(%)	長欠	病気	不登校	その他	経済的理由	出現率(%)
23年度	722		238			0.34	1,309		1,036			3.70
24年度	617		210			0.30	1,243		1,010			3.58
25年度	684		238			0.34	1,233		1,048			3.65
26年度	754		271			0.38	1,188		1,003			3.48
27年度	724	192	293	239	0	0.41	1,243	162	980	101	0	3.34

※長欠＝病欠＋不登校＋その他

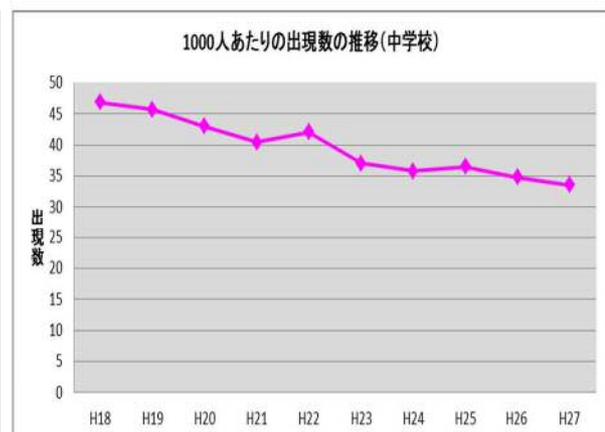
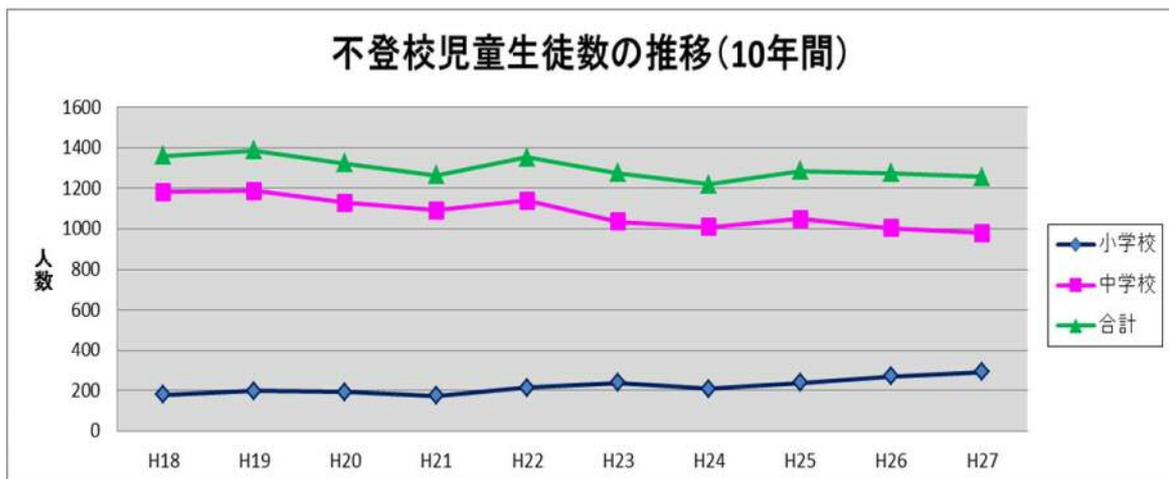
※不登校出現率＝ 不登校者数÷全児童・生徒数×100

(2) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	人数	238	210	238	271	293
	1000人あたり	3.4	3.0	3.4	3.8	4.1
中学校	人数	1,036	1,010	1,048	1,003	980
	1000人あたり	37.0	35.8	36.5	34.8	33.4
計	人数	1,274	1,220	1,286	1,274	1,273
	1000人あたり	13.0	12.4	13.0	12.7	12.6

※「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。

不登校の定義は、15ページをご覧ください。

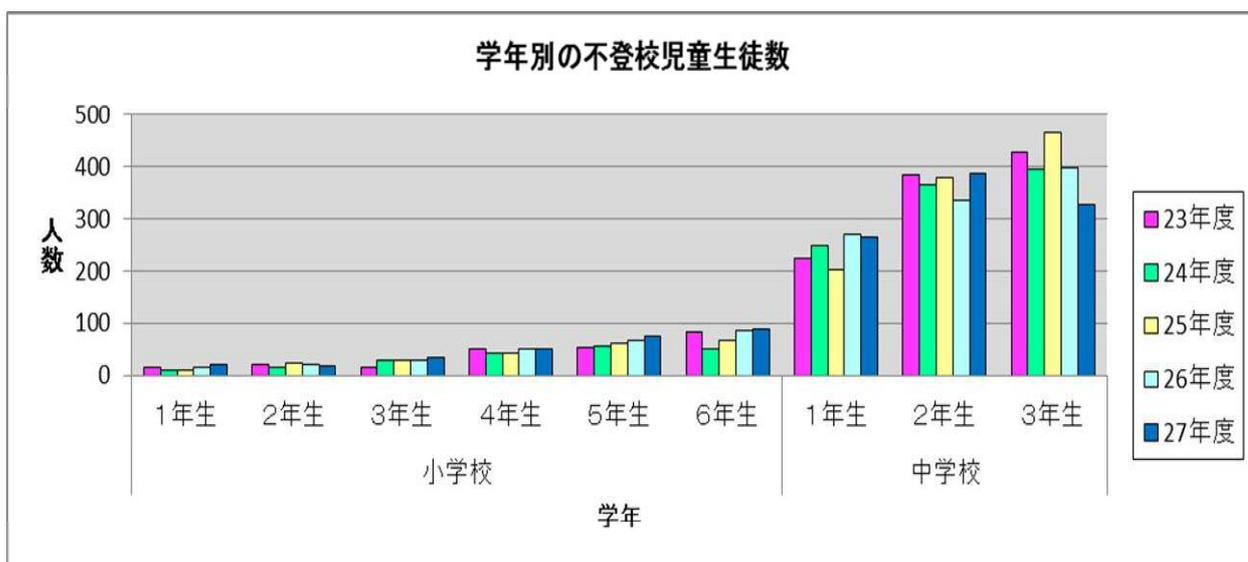


(3) 区別不登校児童生徒数（平成 27 年度）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
小学校	50	32	38	41	40	46	46
中学校	201	96	150	131	200	116	86
計	251	128	188	172	240	162	132

(4) 学年別不登校児童生徒数の推移（5年間）

校種	学年	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
小学校	1 年	15	10	12	15	21
	2 年	21	17	23	21	20
	3 年	15	30	31	30	35
	4 年	50	43	42	50	50
	5 年	54	58	62	68	77
	6 年	83	52	68	87	90
中学校	1 年	225	248	204	271	265
	2 年	383	366	378	335	387
	3 年	428	396	466	397	328



(5) 中学校入学後の不登校の増加状況の推移（5年間）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
中学1年生の不登校児童生徒数	225	248	204	271	265
前年度6年生時の不登校児童数	73	83	52	68	87
増加数（人）	152	165	152	203	178
増加率（％）	208%	199%	292%	299%	205%

(6) 欠席日数別不登校児童生徒数の推移（5年間）

	欠席日数	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	30日～59日	68	52	57	75	104
	60日～89日	53	37	50	61	68
	90日～119日	37	43	42	43	36
	120日～149日	32	29	31	31	28
	150日～179日	24	25	24	22	22
	180日～	24	24	34	39	35
中学校	30日～59日	227	231	264	234	216
	60日～89日	182	168	167	157	144
	90日～119日	144	157	132	167	129
	120日～149日	145	154	148	130	161
	150日～179日	150	143	165	145	159
	180日～	188	157	172	170	171

(7) 不登校の要因

項目(※)	26年度			27年度		
	小学校	中学校	構成比	小学校	中学校	構成比
いじめ	4	14	1.4%	2	4	0.5%
いじめを除く友人関係をめぐる問題	33	233	20.9%	49	271	25.1%
教職員との関係をめぐる問題	7	26	2.6%	10	35	3.5%
学業の不振	27	121	11.6%	61	158	17.2%
進路にかかる不安	1	12	1.0%	4	26	2.4%
クラブ活動、部活動等への不適応	0	32	2.5%	0	41	3.2%
学校のきまり等をめぐる問題	2	21	1.8%	5	29	2.7%
入学、転編入学、進級時の不適応	7	48	4.3%	20	104	9.8%
家庭に係る状況				199	249	35.2%
「学校における人間関係」に課題を抱えている				33	124	12.3%
「あそび・非行」の傾向がある				2	78	6.3%
「無気力」の傾向がある				77	316	30.9%
「不安」の傾向がある				92	330	33.2%
その他				89	131	17.3%

※複数回答です。平成28年度調査から項目が変更されています。

(8) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	児童数	103	70	93	126	120
	割合	43.3%	33.3%	39.1%	46.5%	41.0%
中学校	生徒数	308	357	354	350	289
	割合	29.7%	35.3%	33.8%	34.9%	29.5%
計	児童生徒数	411	427	447	476	409
	割合	32.3%	35.0%	34.8%	37.4%	32.1%

(9) 「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

項目(※)	26年度		27年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校の問題について研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	22	22	21	16
全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くする等、学校全体で指導にあたった	27	22	20	25
教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	25	4	20	7
養護教諭が専門的に指導にあたった	11	10	12	13
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった	12	30	14	28
友人関係を改善するための指導を行った	16	19	19	22
教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	28	26	29	30
授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	16	14	20	11
様々な活動の場面において本人が意欲をもって活動できる場を用意した	25	17	26	18
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	25	26	23	22
登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした	46	33	39	37
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った	31	35	31	40
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	35	23	27	20
教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	24	14	20	19
病院等の医療機関と連携して指導にあたった	8	9	9	8
その他	4	1	5	3

※文部科学省の調査項目の原文のまま、複数回答です。

◆ 「長期欠席者」の定義（文部科学省より）

この調査において「理由別長期欠席者数」の詳細は以下のとおりになります。

理由別長期欠席者数

① 平成28年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、平成27年度間（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒数をそれぞれ理由別に記入します。

ただし、平成27年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外します。

なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含めます。

② 当該児童・生徒が平成27年度中に転学した場合は、平成28年3月31日現在、在籍する学校において記入します。

③ 欠席理由は次によることとします。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入します。

* 「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入します。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含まれます。）

* 「経済的理由」：家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入します。

* 「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）の数を記入します。

○ 「不登校」の具体例

（イ）友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。

（ロ）遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。

（ハ）無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。

（ニ）登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由によって登校しない（できない）。

* 「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入します。

○ 「その他」の具体例

（ア）保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者

（イ）外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している者

（ウ）連絡先が不明なまま長期欠席している者

（エ）欠席理由が二つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由を特定できない者

暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

▲減少

	平成27年度				平成26年度				平成27、26年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	2,080	1,826	3,906	14.8	1,655	2,045	3,700	14.0	425	▲ 219	206	0.8
川崎市	106	202	308	3.0	103	239	342	3.4	3	▲ 37	▲ 34	▲ 0.4
相模原市	350	365	715	13.4	108	282	390	7.2	242	83	325	6.2
横須賀市	123	177	300	10.0	101	188	289	9.4	22	▲ 11	11	0.6
湘南三浦	73	287	360	4.6	47	405	452	5.8	26	▲ 118	▲ 92	▲ 1.2
県央	418	396	814	12.2	103	403	506	7.6	315	▲ 7	308	4.6
中	86	209	295	6.6	33	218	251	5.6	53	▲ 9	44	1.0
県西	77	134	211	8.2	29	130	159	6.1	48	4	52	2.1
神奈川県	3,313	3,596	6,909	10.4	2,179	3,910	6,089	9.1	1,134	▲ 314	820	1.3

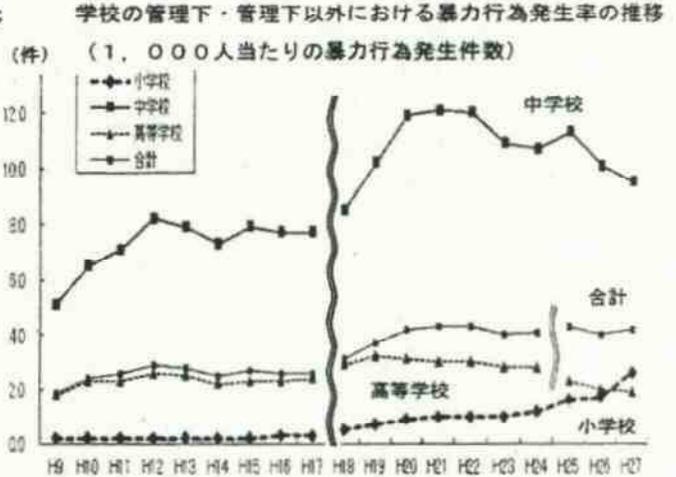
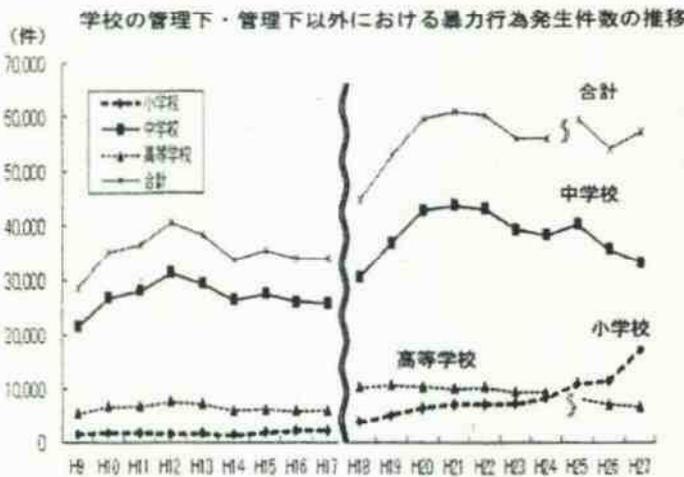
2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成27年度				平成26年度				平成27、26年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,343	509	1,852	7.0	1,781	666	2,447	9.2	▲ 438	▲ 157	▲ 595	▲ 2.2
川崎市	661	147	808	8.0	619	185	804	8.0	42	▲ 38	4	0.0
相模原市	875	513	1,388	25.9	338	225	563	10.4	537	288	825	15.5
横須賀市	240	160	400	13.3	132	116	248	8.1	108	44	152	5.2
湘南三浦	225	375	600	7.7	167	379	546	7.0	58	▲ 4	54	0.7
県央	683	424	1,107	16.6	421	329	750	11.2	262	95	357	5.4
中	848	291	1,139	25.4	277	284	561	12.4	571	7	578	13.0
県西	155	133	288	11.2	99	118	217	8.3	56	15	71	2.9
神奈川県	5,030	2,552	7,582	11.4	3,834	2,302	6,136	9.2	1,196	250	1,446	2.2

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校を除く） ※は1,000人あたりの人数

		平成27年度					平成26年度					平成27、26年度比較				
		長期欠席					長期欠席					長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他
横浜	小	2,090	1,029	520	2	539	1,814	1,120	396	0	298	276	▲91	124	2	241
	中	2,994	2,338	365	9	282	2,859	2,608	167	2	82	135	▲270	198	7	200
	合計※	5,084	3,367	885	11	821	4,673	3,728	563	2	380	411	▲361	322	9	441
		19.3	12.8			17.8	14.1				1.7	▲1.3				
川崎	小	724	293	192	0	239	754	271	300	0	183	▲30	22	▲108	0	56
	中	1,243	980	162	0	101	1,188	1,003	151	0	34	55	▲23	11	0	67
	合計※	1,967	1,273	354	0	340	1,942	1,274	451	0	217	25	▲1	▲97	0	123
		19.5	12.6			19.4	12.7				0.1	▲0.1				
相模原	小	350	169	82	1	98	338	252	57	0	29	12	▲83	25	1	69
	中	776	652	67	1	56	745	725	16	0	4	31	▲73	51	1	52
	合計※	1,126	821	149	2	154	1,083	977	73	0	33	43	▲156	76	2	121
		21.0	15.3			20.1	18.1				0.9	▲2.8				
横浜東	小	284	127	102	1	54	269	111	108	0	50	15	16	▲6	1	4
	中	589	480	95	0	14	555	433	89	0	33	34	47	6	0	▲19
	合計※	873	607	197	1	68	824	544	197	0	83	49	63	0	1	▲15
		29.1	20.2			28.9	17.8				2.2	2.4				
湘南三浦	小	576	238	172	1	165	593	246	186	0	161	▲17	▲8	▲14	1	4
	中	1,094	730	182	5	177	989	697	139	0	153	105	33	43	5	24
	合計※	1,670	968	354	6	342	1,582	943	325	0	314	88	25	29	6	28
		21.4	12.4			20.3	12.1				1.1	0.3				
県央	小	509	221	149	0	139	500	205	175	2	118	9	16	▲26	▲2	21
	中	1,015	713	172	0	130	907	703	167	1	36	108	10	5	▲1	94
	合計※	1,524	934	321	0	269	1,407	908	342	3	154	117	26	▲21	▲3	115
		22.9	14.0			21.1	13.6				1.8	0.4				
中	小	375	122	146	0	107	343	148	134	0	61	32	▲26	12	0	46
	中	610	418	124	1	67	621	423	139	2	57	▲11	▲5	▲15	▲1	10
	合計※	985	540	270	1	174	964	571	273	2	118	21	▲31	▲3	▲1	56
		22.0	12.0			21.3	12.6				0.7	▲0.6				
県西	小	206	108	55	0	43	156	90	43	0	23	50	18	12	0	20
	中	360	281	49	0	30	366	306	30	0	30	▲6	▲25	19	0	0
	合計※	566	389	104	0	73	522	396	73	0	53	44	▲7	31	0	20
		22.0	15.2			19.9	15.1				2.1	0.1				
神奈川県	小	5,114	2,307	1,418	5	1,384	4,767	2,443	1,399	2	923	347	▲136	19	3	461
	中	8,681	6,592	1,216	16	857	8,230	6,898	898	5	429	451	▲306	318	11	428
	合計※	13,795	8,899	2,634	21	2,241	12,997	9,341	2,297	7	1,352	798	▲442	337	14	889
		20.8	13.4			19.5	14.0				1.3	▲0.6				

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

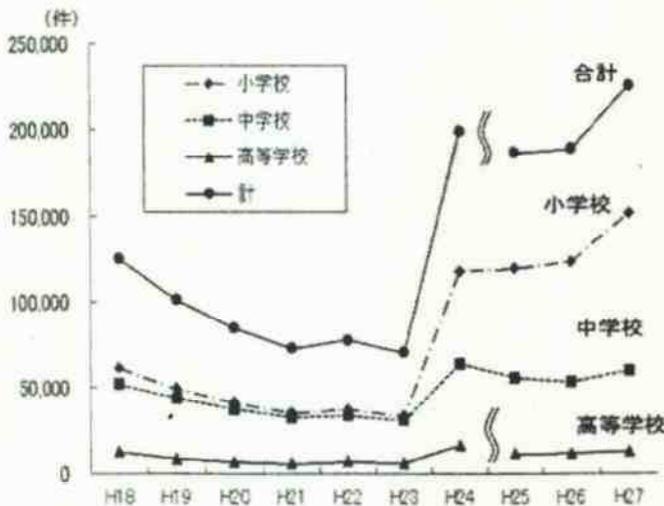


学校の管理下・管理下以外における暴力行為発生件数の推移

(件)

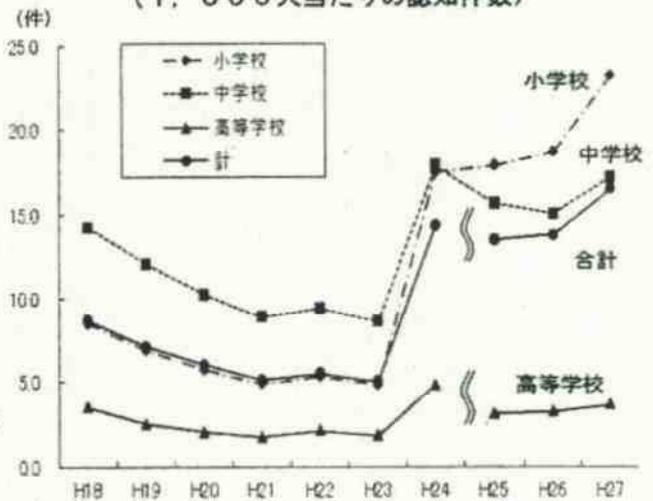
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	1,432	1,706	1,668	1,483	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176	3,803	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296	10,896	11,472	17,137
中学校	21,585	26,783	28,077	31,285	29,388	26,295	27,414	25,984	25,796	30,564	36,803	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218	40,246	35,683	33,121
高等学校	5,509	6,743	6,833	7,606	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046	10,254	10,739	10,380	10,085	10,226	9,431	9,322	8,203	7,091	6,705
合計	28,526	35,232	36,578	40,374	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018	44,621	52,756	59,618	60,915	60,305	55,857	55,836	59,345	54,246	56,963

いじめの認知件数の推移



いじめの認知率の推移

(1,000人当たりの認知件数)



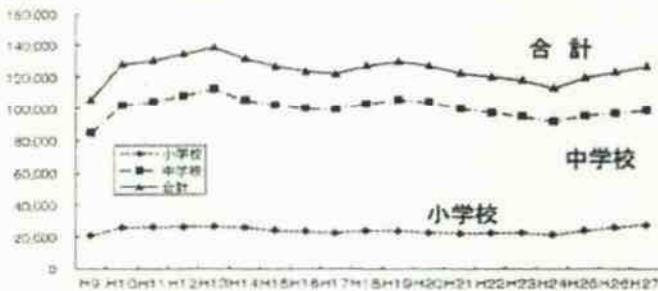
(件)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,734	151,190
	8.5	6.9	5.7	4.9	5.3	4.8	17.4	17.8	18.6	23.1
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,971	59,422
	14.2	12.0	10.2	8.9	9.4	8.6	17.8	15.6	15.0	17.1
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039	11,404	12,654
	3.5	2.5	2.0	1.7	2.1	1.8	4.8	3.1	3.2	3.6
特別支援学校	384	341	309	259	380	338	817	768	963	1,274
	3.7	3.2	2.8	2.2	3.1	2.7	6.4	5.9	7.3	9.4
合計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803	188,072	224,540
	8.7	7.1	6.0	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7	16.4

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

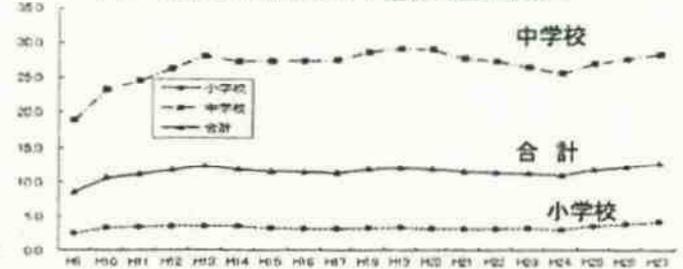
※ 平成25年度から高等学校通信制課程を調査対象に含めている。

(人) 不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒の割合の推移

(1,000人当たりの不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

(人)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	20,765	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,852	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,944	27,581
	2.6	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2
中学校	84,701	101,875	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	101,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,448	95,442	97,033	98,428
	18.9	23.2	24.9	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.8	28.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3
合計	105,466	127,892	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	124,894	129,255	126,905	122,432	119,891	117,458	112,691	119,617	122,997	126,009
	8.5	18.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.9	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6

小・中・高等学校における長期欠席の状況について（概要）

区分	年度	在籍児童生徒数	病気	経済的理由	不登校	その他	うち、「不登校」の要因を含んでいる者	計
小学校	H26	6,600,006	18,981	16	25,864	13,001	—	57,862
	H27	6,543,104	19,942	40	27,581	15,526	3,417	63,089
中学校	H26	3,520,730	18,870	39	97,033	11,247	—	127,189
	H27	3,481,839	21,115	69	98,428	12,232	5,005	131,844
高等学校	H26	3,339,721	12,821	2,044	53,156	12,592	—	80,613
	H27	3,325,301	14,280	1,661	49,591	13,675	2,949	79,207
合計	H26	13,460,457	50,672	2,099	176,053	36,840	—	265,664
	H27	13,350,244	55,337	1,770	175,600	41,433	11,371	274,140

※ 在籍児童生徒数及び平成26年度の結果は、学校基本調査による。